

北海道・札幌「G X金融・資産運用特区」における
「地方税の税制優遇」検討懇談会開催要領

北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課

(目的)

第1条 令和6年6月に北海道・札幌が「金融・資産運用特区」に決定されたことから、本道へのG X産業の集積及び金融機能の強化・集積に向け、「地方税の税制優遇」制度の導入に関する検討を行うにあたり、対象とする事業や税目、税率、期間等について専門家や関係者から意見を伺うため、「北海道・札幌『G X金融・資産運用特区』における『地方税の税制優遇』検討懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

(議題)

第2条 懇談会における議題は、次のとおりとする。

- (1) 本道へのG X産業の集積及び金融機能の強化・集積に向けた地方税の優遇措置の検討について
- (2) その他必要な事項について

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる構成員をもって構成する。

2 北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業担当局長及び札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション事業担当部長は、必要に応じて、北海道市長会、北海道町村会、北海道経済産業局、北海道地方環境事務所、北海道総務部財政局税務課、札幌市財政局税政部をオブザーバーとして懇談会に招集することができる。

(運営)

第4条 懇談会に係る運営については、次のとおりとする。

- (1) 懇談会は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業担当局長及び札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション事業担当部長が協議の上、必要に応じて招集する。
- (2) 懇談会には、座長を置くこととし、委員の互選により選出する。
- (3) 座長は、懇談会の議事を進行する。
- (4) 座長が不在の場合は、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代行する。
- (5) 座長が必要であると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(構成員の欠席)

第5条 懇談会を欠席する構成員は、座長を通じて、当該懇談会に附議される事項につき、書面等により意見を提出することができる。

(意見の聴取)

第6条 懇談会が必要と認めるときは、構成員以外の者に対して意見の陳述や必要な協力を

求めることができる。

(その他)

第7条 懇談会の事務局は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課及び札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション推進室とする。

2 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業担当局長、札幌市まちづくり政策局グリーントランスフォーメーション事業担当部長及び座長が協議の上定める。

(附則)

この要領は、令和6年7月17日より施行する。

分野	構成員
エネルギー関連	北海道大学工学研究院 教授 石井 一英
地方財政	北海道大学公共政策学連携研究部 教授 宇野 二朗
地域政策	釧路公立大学 地域経済研究センター長・教授 中村 研二
経営	北海学園大学経営学部 教授 石嶋 芳臣
経済団体	北海道経済連合会 専務理事 高田 聰
金融、業界団体	株式会社三井住友銀行 理事 グローバルバンキング部門、ホールセール部門 統括責任役員補佐 水素バリューチェーン推進協議会 金融委員会 委員長 金子 忠裕
G X 関連企業	トヨタ自動車北海道株式会社 代表取締役専務 今井 光明

オブザーバー

北海道市長会、北海道町村会、北海道経済産業局、北海道地方環境事務所、
北海道総務部財政局税務課、札幌市財政局税政部